

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 16 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第 4 号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(危機管理監等) 第165条の 2 (略) 2 (略) 3 <u>本庁に副危機管理監を置くことができる。</u> 4 <u>副危機管理監は、危機管理監を補佐して危機管理に関する事務を整理するとともに危機管理監の命を受けて危機管理に関する事務を処理する。</u> 5 <u>危機管理監に事故があるとき、又は危機管理監が欠けたときは、副危機管理監がその職務を代理する。</u>	(危機管理監) 第165条の 2 (略) 2 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。